再下請負通知書（記載例）

①直近上位の会社名を記載する。

②直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。

③施工体制台帳作成建設工事の通知により「元請負業者名」を記載する。また、元請負業者が建設キャ リアアップシステムに登録されている場合には、当該元請負業者の事業者 IDを記載する。

④自社の住所、会社名、事業者 ID及び代表者名を記載する 。

⑤元請負工事名称に『に係る』を付して自社が施工する工事内容(工種・数量)を記載する。

⑥下請負契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。 契約日は下請契約締結日を記載する。

⑦自社が取得している許可業種のうち⑤の工事に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事(建築一式では1500万円未満)しか施工できない。

⑧監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。

⑨下請負業者が再下請負業者と締結した再下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為につい ての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。

⑩下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。

⑪下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。

⑫主任技術者は建設業法第26条の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額が3,500万円(建築一 式工事の場合は7,000万円)以上の場合は「専任」する必要がある。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事(専門工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、報告下請負業者との契約額(下請契約が複数あるときは、それらの契約額の総額)が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、報告下請負業者の主任技術者が一括で施工監理する場合は、下請会社は主任技術者の配置を要しない。

⑬労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全衛生責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。

⑭労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を( )書きで記載する。

⑮建設労働者雇用改善法第 5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。

⑯⑤の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。専門技術者の資格内容は、⑫の資格内容と同じ。

⑰専門技術者が担当する工事内容を記載する。

⑱登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。

⑲一号特定技能外国人の従事の状況(有無)欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、 引き続き圏内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事 に従事する 場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。「有」を Oで囲んだ場合は、 様式第1号－甲－別紙を元請に届け出る。

⑳外国人建設就労者の従事の状況(有無)欄は、技能実習に引き続き圏内に在留し、又は一旦本国へ帰 国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事 に従事する 場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。「有」を Oで囲んだ場合は、 様式第1号－甲－別紙を元請に届け出る。

㉑外国人技能実習生の従事の状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実 習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。

㉒健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行って いる場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について 行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は 「適用除外」をOで囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名市を、 健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の 承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業 所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。 なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う 場合には欄をそれぞれ追加する。

㉓再下請会社の会社名を記載する。また、再下請負業者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合には、当該再下請負業者の事業者IDを記載する。

㉔再下請会社の会社の代表者名を記載する。

㉕再下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。

㉖再下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。

㉗再下請会社との契約工期を記載する。契約日は、再下請契約締結日を記載する。

㉘再下請会社が取得している許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。許可業種は、保有する業種のうち㉖の工事に必要となる業種のみ記載する。ただし、無許可業者は建設業法第 3条ただし書き及び同法施行令第1条の2により、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。

㉙再下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。

㉚現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が請負業者に対する意見の申出の方法を記述している再下請負契約書の内容を転記する。

㉛建設業法第26条の規定により、再下請負会社の当該施工に必要となる資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で[報告下請負業者]との契約額が3,500万円 (建築一式工事の場合は7,000万円)を超える場合は「専任」する必要がある。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事(専門工事の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、報告下請負業者との契約額(下請契約が複数あるときは、それらの契約額の総額)が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、報告下請負業者の主任技術者が一括で施工監理する場合は、下請会社は主任技術者の配置を要しない。

㉜登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。

㉝労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。

㉞労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を( )書きで記載する。

㉟建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の 氏名を記載する。

㊱㉖の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場 組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。

㊲専門技術者の資格内容は、㉛の資格内容と同じ。

㊳専門技術者が担当する工事内容を記載する。

㊴一号特定技能外国人の従事の状況(有無)欄は、技能実習又は外国人建設就労者受入事業を修了し、引き続き圏内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入国し、出入国管理及び難民認定法別表第一 の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)が当該建設工事に従事する場 合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。

㊵外国人建設就労者の従事の状況(有無)欄は、技能実習に引き続き圏内に在留し、又は一旦本国へ帰 国した後に再入国し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事 に従事する 場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」をOで囲む。「有」を Oで囲んだ場合は、 様式第1号－甲－別紙を元請に届け出る。

㊶外国人技能実習生の従事の状況(有無)欄は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実 習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事す る予定がない場合は「無」をOで囲む。

㊷健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行って いる場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について 行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は 「適用除外」をOで囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名市を、 健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の 承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、当該本店等の整理記号及び事業 所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、当該本店等の労働保険番号をそれぞれ記載する。

① 直近上位の注文者名	日本メックス株式会社	④【 報告下請負業者 】 住所	〒 1次の郵便番号
② 現場代理人名（所長名）	日本メックスの現場代理人　殿		1次の住所
③ 元請名称・事業者ID	日本メックス株式会社・77656407717322	TEL	1次の電話番号
		FAX	1次のFAX番号
		会社・事業者ID	1次の会社名・事業者ID
		代表者名	1次の代表者

≪自社に関する事項≫

⑤ 工事名称及び工事内容	●●●●●●●改修工事 1次の担当工事内容		
⑥ 工期	自　弊社⇔1次との工期開始日 至　弊社⇔1次との工期終了日	契約日	弊社⇔1次との請負契約日

⑦ 建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号			工事許可(更新)年月日
	1次の許可業種	工事業	大臣　特定	第 1次の許可番号	号	
		工事業	知事　一般	第	号	

⑧ 監督員名	－	安全衛生責任者名 ⑬	1次の安全衛生責任者
⑨ 権限及び意見申出方法	－	安全衛生推進者名 ⑭	1次の安全衛生推進者
⑩ 現場代理人名	1次の現場代理人	雇用管理責任者名 ⑮	1次の雇用責任者
⑪ 権限及び意見申出方法	口頭及び文書による	※専門技術者名 ⑯	
※主任技術者名 ⑫	専任 非専任 1次の主任技術者	資格内容 ⑯	
資格内容 ⑫	1次の主任技術者資格内容	担当工事内容 ⑰	
※登録基幹技能者名・種類 ⑱			

⑲ 一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	⑳ 外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	㉑ 外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無		
㉒ 健康保険等の加入状況 保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				
	加入	加入	加入				
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
	1次の営業所の名称	1次の健康保険番号	1次の厚生年金番号	1次の雇用保険番号			

≪再下請負関係≫

㉓ 会社名・事業者ID	2次の会社名・事業者ID	㉔ 代表者名	2次の代表者
㉕ 住所 電話番号	〒 2次の郵便番号 2次の住所 （ TEL　2次の電話番号 ）		
㉖ 工事名称及び工事内容	●●●●●●●改修工事 2次の担当工事内容		
㉗ 工期	自　1次⇔2次との工期開始日 至　1次⇔2次との工期終了日	契約日	1次⇔2次との請負契約日

㉘ 建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号			工事許可(更新)年月日
	2次の許可業種	工事業	大臣　特定	第 2次の許可番号	号	
		工事業	知事　一般	第	号	

㉙ 現場代理人名	2次の現場代理人	安全衛生責任者名 ㉝	2次の安全衛生責任者
㉚ 権限及び意見申出方法	口頭及び文書による	安全衛生推進者名 ㉞	2次の安全衛生推進者
㉛ ※主任技術者名	専任 非専任 2次の主任技術者	雇用管理責任者名 ㉟	2次の雇用責任者
資格内容	2次の主任技術者資格内容	※専門技術者名 ㊱	
※登録基幹技能者名・種類 ㉜		資格内容 ㊲	
		担当工事内容 ㊳	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無) ㊴	有 無	外国人建設就労者の従事の状況(有無) ㊵	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無) ㊶	有 無		
健康保険等の加入状況 ㊷ 保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				
	加入	加入	加入				
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
	2次の営業所の名称	2次の健康保険番号	2次の厚生年金番号	2次の雇用保険番号			

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

1 建設業法では様式は定められていませんので，この様式にならなくてもかまいません。
2 ［　　］の部分は，建設業法で定められた記載事項です。
3 （＊）の部分は，置かない場合もあるので，必要に応じて記載してください。
4 「権限及び意見の申出方法」欄は，建設業法では相手方に対して通知することになっていますので，その通知書や契約書に定められている場合は，その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は，具体的に記載してください。